

## II 診療報酬等の請求方法の一部変更等

### 1 制度改正関係

#### (1) 退職被保険者等における給付割合の変更

##### ① 請求方法の変更等について

ア 国保診療報酬・福祉医療費・老人保健請求総括表の記載

退職本人及び退職家族の4月診療分以降の請求は、共に給付割合が7割となりますが、本人・家族を区別する必要があるため、それぞれ補記欄に本人分は「ホ」、家族分は「カ」と記載してください。

退職福祉の本人及び家族も同様の記載となります。

補記	保険者名	保険者番号						保険種別						区分	割合
ホ	〇〇市	×	×	×	×	×	×	1 一般	2 一福	⑤ 退職	7 退福	6 老人	8 老福	0	7
カ	〇〇市	×	×	×	×	×	×	1 一般	2 一福	⑤ 退職	7 退福	6 老人	8 老福	0	7

変更内容

#### イ 診療報酬等請求書（退職・福祉）の記載等

##### ア) 旧様式の取り継ぎ方法

退職本人及び退職家族の4月診療分以降の請求は、それぞれ「本人8割」、「家族7割」欄に記載してください。なお、「本人8割」は「本人~~8~~割」と訂正し使用してください。

退職福祉の本人及び家族も同様に「本人2割」、「家族3割」欄に記載し、「本人2割」は「本人~~2~~割」と訂正し使用してください。

##### イ) 新様式について

外来の薬剤一部負担金の廃止に伴い薬剤一部負担金欄が削除されましたが、当分の間は旧様式を使用してください。

なお、新様式の版下については本会で作成し、配付する予定です。

##### ウ 診療報酬明細書等の編てつ方法

請求書の記載順に綴じてください。

#### ② 退職本人及び退職家族の3月診療分以前（月遅れ）の請求について

4月診療分以降の請求書と別に請求書を作成し、保険者番号の左部に「月遅れ」と朱書きしてください。

なお、3歳未満及び70歳以上については変更ありませんので、月遅れ分は上記にかかわらず4月診療分以降に合算してください。

総括表については従来どおりの記載となりますので、「ホ」、「カ」の表示は必要ありません。

### 2 特別国保組合の組合員本人の給付割合変更関係

全国土木建築国保組合及び全国建設工事業国保組合の組合員本人及び家族の一般被保険者（3歳以上70歳未満）は7割給付となりますので、診療報酬等請求書（国保・福祉）は合算して「被保険者7割」欄に記載してください。ただし、診療報酬明細書等は本人・家族順に綴じてください。

なお、3月診療分以前（月遅れ）の「組合員本人」は従来どおり「被保険者8割」で請求してください。

### 3 万場町と中里村の町村合併関係

4月診療分から、総括表・請求書・診療報酬明細書等についてはすべて神流町として請求してください。

ただし、3月診療分以前（月遅れ）の診療報酬明細書等については、保険者番号、記号番号（旧万場町、旧中里村）はそのまま神流町に綴じてください。

なお、4月1日以降、旧被保険者証で受診の方は新被保険者証を確認してください。

※ 所々、○印のある箇所がありますが本件とは関係ありません

